

## 1 議事日程

[令和3年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

令和3年11月15日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第72号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第73号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第75号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について  
日程第4 議案第76号 令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第5 議案第77号 令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
”	笠 利 毅 議員	”	船 越 隆 之 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市民生活部長	中 島 康 秀	健康福祉部長	田 中 縁
市民課長	野 寄 正 博	税務課長	田 代 浩
納税課長	大 谷 賢 治	環境課長	高 野 浩 二
人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之	国保年金課長	山 口 辰 男
福祉課長	井 本 正 彦	生活支援課長	江 坂 研 治
介護保険課長	立 石 泰 隆	保育児童課長	大 石 敬 介
ごじょう保育所長	寺 原 貴 美 栄	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援課長	松 田 勝 実	高齢者支援課長	行 武 佐 江

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	木 村 幸 代 志	議事課長	花 田 善 祐
書記	平 田 良 富		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第72号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について**

○委員長（小畠真由美委員） 日程第1、議案第72号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） おはようございます。

議案第72号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本市では、市内の学童保育所を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、平成25年度7月から学童保育所の管理運営業務を指定管理者制度によって行っております。現行の2期目の指定管理期間は令和4年3月までとなっているため、3期目となる指定管理期間の学童保育所の管理運営業務を行う管理者を公募し、太宰府市指定管理者候補者選考委員会の審査の結果、株式会社テノ・サポートが令和4年4月から令和7年3月までの3か年にわたり候補者として選定されましたので、このことについて議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理期間につきましては、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインにより公募選定の場合原則5年以内とされており、当初5年間の債務負担としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が不透明な状況となっていることを踏まえ、今後学童保育所もアフターコロナの需要にマッチしたサービスを見極める必要があることに加え、現在市内に複数の大規模住宅開発が進められており今後の利用児童数が大きく変動することも予想されますことから、3年間の指定管理期間としております。

説明は以上です。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） おはようございます。

2点伺いますけれども、まず議案書に載っております学童保育の施設数がこれだけあります

けれども、指定管理者サイドと人員の確保についての対応はきちんと確認されているのかお伺いしたいのと、今指定管理の期間についても説明がありましたけれども、ということは3期の期間は3年でいく予定で、場合によってはまた4期の状況を見たらそのときは最長5年の可能性もあるということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） まず、運営の体制につきましては、審査の項目の中にも上がっておりますので、公募があった全社全て確認をしております。それから、指定管理期間につきましては、今回については3年ということで、次回については最長5年ということも考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今回提案されている令和4年から令和7年の期間の間に施設数が増える場合の対応策についてはどういうふうになるのでしょうか、その場合の対応について。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 指定管理者と協議ということになりますけれども、その場合は変更契約という形もあり得るといふふうに思っています。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 審査結果の内容をもうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、ホームページのほうに公表されている結果だけだと点数だけ、あと順位しかないんですが、例えば1位になったテノ、サポートのここがよかったとか、そういう項目を示していただきたいです。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 審査項目全てにおいて一定以上の評価はありましたが、特に評価が高かったのが、既に人材が確保されており運営体制が取れていること、それから近隣自治体の学童保育所の指定管理をしており実績、経験が十分にあること、それから指定管理料が応募6社の中で一番安価であったこと、そのほかにも安定的な人材基盤や財政基盤を有している、障がい児童保育に対する考え方や緊急時の対応、体制が確立しているなどの理由から選考されたものでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 今回改めて審査結果の公表について気になったんですけども、事業者のラインナップと評価点と順位だけでは私たちも内容が分からなかったんですが、ほかの自治体を見ていると審査の項目を上げてあって、どういう項目が高かったとかそういうところまで分かるような、もしくは審査に至るまでの経過までも載せているところがあるんですね。それで、ガイドラインには確かに審査結果の公表だけしか書いてないんですが、もうちょ

つとこら辺の内容を充実して公表したほうが、私たちもそうですけれども、市民に対しても  
しっかり納得できるような内容を情報発信できるという形になるんじゃないかと思いきり  
ども、こころ辺の改善の余地はありますか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） まず、応募された事業者さんには、審査結果、審査項目全てにおい  
ての点数というのを通知でお知らせをしております。一般への周知に関しては、今言われたよ  
うに今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第72号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」は可決する  
べきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第73号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第73号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正す  
る条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第73号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例につ  
いて」ご説明申し上げます。

議案書は37ページ、38ページ、条例改正新旧対照表は1ページでございます。

健康保険法施行令の改正により、太宰府市国民健康保険の出産育児一時金の基本支給額を  
40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。

これは、産科医療補償制度掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、出産  
育児一時金全体の支給額42万円を維持するため基本額を引き上げるものでございます。

施行期日は令和4年1月1日となります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第75号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第75号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思います。また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は14ページ、15ページをお開きください。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費について執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（野寄正博） 2款4項1目、細目003住民基本台帳事務費、12節委託料52万8,000円の増額補正についてご説明します。

庁舎外交付システム委託料は、コンビニ交付システムの改修に係る経費でございます。具体

的には、令和元年5月31日に公布されたデジタル手続法に基づき、戸籍の付票の記載事項として生年月日、性別が追加され、本籍地、筆頭者が省略されたものが標準形式に変更となりますが、従来どおりの本籍地、筆頭者も記載された付票を出力することも可能としなければならないため、コンビニ交付においてシステムを改修する必要があり、その経費として補正予算を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に進めます。

3款1項1目社会福祉総務費について執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（江坂研治） 予算書の14ページ、15ページをご覧ください。

細目007生活困窮者自立支援関係費、12節委託料180万3,000円及び17節備品購入費22万7,000円についてご説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により増加している生活困窮者に対して経済的課題の中心となる家計管理について相談体制を拡充し、生活困窮状態の改善につなげるための予算であります。合わせて203万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、財源につきましては、補正予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

15款2項1目、3節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,540万6,000円のうち40万6,000円、及び15款2項2目1節社会福祉費補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金152万1,000円を充当いたします。

引き続き、補正予算書の14ページ、15ページをご覧ください。

一番下になります。22節償還金、利子及び割引料416万4,000円の増額補正についてご説明いたします。

これは、令和2年度生活困窮者自立相談支援事業費等の確定により、超過交付となりました国庫負担金の返還をするものでございます。内訳といたしましては、生活困窮者自立相談支援事業の超過分17万円と住居確保給付金の超過分399万4,000円の精算返還金でございます。

説明は以上となります。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案理由の説明であった家計管理の相談体制についてお伺いしますが、今まで生活支援課の窓口でそういったところをグリーンコープさんとの協力の下でもやっておられた事業があったと思いますけれども、そちらのほうを拡充するということなのか、

それとも家計管理を職員が対応するという事なのか、その辺はどうなりますか。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（江坂研治） グリーンコープの方から、一応予定としましては12月から3月の4か月間増員をしていただくというふうになっております。

○委員長（小島真由美委員） 関連してなんですが、この家計相談というのは1回相談を受けたからといってすぐ改善するような話ではないと思うんですが、今の現状でどのくらいのご相談者がいて、継続的に何人くらいの方が今ご相談されているんでしょう。

生活支援課長。

○生活支援課長（江坂研治） まず、実績でございますが、令和元年度が年間新規の件数だけで67件、コロナ禍に入りまして令和2年度が115件、令和3年9月現在、半年間で76件となっております。単純に倍すると150件を超える勢いということであります。現在76件が今年度の新規の相談件数でございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

同項2目老人福祉費について執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 補正予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

3款1項2目老人福祉費、細目005老人クラブ関係費、22節償還金、利子及び割引料の中で高齢者社会活動推進等事業費補助金精算返還金、こちらは4万7,000円の増額補正についてご説明いたします。

返還金の内容といたしましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、太宰府市長寿クラブ連合会の講演会などの事業が中止となりました。それに伴い、福岡県より交付を受けていた高齢者社会活動推進等事業費補助金について4万7,000円の返還が生じたためのものであります。

以上が説明です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

同項4目障がい者自立支援費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 補正予算書の16ページ、17ページをご覧ください。

3款1項4目障がい者自立支援費、細目001障がい者自立支援給付事業費についての補正についてご説明申し上げます。

障がい者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付に要する費用となります。介護・訓練等給付に係るサービスの利用件数が昨年度の上半期と比較いたしまして増加していることに伴い、19節扶助費について1億円を補正するものでございます。主な要因といたしまして、サービス利用者の人数の増加に加え、行動援護及び就労継続支援関係のサービスの利用が増えていることに寄与するものでございます。

これに係る歳入につきましては、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。この1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金5,000万円。続きまして、10、11ページでございます。県費負担金の4分の1といたしまして、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金2,500万円をそれぞれ計上しております。

再度、歳出のところ、16ページ、17ページをお開きください。

22節償還金、利子及び割引料、障がい者医療給付費国庫負担金精算返還金130万8,000円、併せて同節障がい者医療給付費県費負担金精算返還金65万4,000円、同節障がい者総合支援事業費国庫補助金精算返還金101万2,000円でございます。

いずれも令和2年度年間所要見込額より概算交付を受けておりました負担金及び補助金の実績報告を今年度に行いました結果、返還が生じたものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 介護・訓練等給付費のところなんですけれども、これは額が1億円ってすごく大きいんですね。これはもっと具体的に言うと、福祉作業所とかに対する補助支援という形になるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 障がい福祉サービスの利用に対する給付となりますので、事業所に対してというよりも、事業所を利用された方に対するものになります。事業所に対してもそうですし、利用された方、その負担分の給付になります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） もうちょっと具体的に、通ってらっしゃる施設というか、そこら辺の状況というのはどのように把握してらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 事業所の状況でございますか。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） もうちょっと言うならば、どういうところにどういう内容でどういうことをやってらっしゃって、そこに通ってらっしゃると。そこら辺が分からないので、額もかなり大きいものですから、市のほうとしてはどのようにそこら辺の状況を確認、例えばやっていることの質の確保とかそこまでできるのか、もしくは県かもしれませんけれども、そこら辺の状況を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 特に障がい福祉サービスの利用者の方で多く出ている、大きく伸びてきているのが、就労のB型と言われる自分の好きな時間に行って就労をする、就労の訓練というところ、そういったところの人数というものがかなり大きく伸びてきているのかなというふうには感じております。ただ、事業所そのものに対する指導につきましては県の管轄ということでございますので、私どもとしては、就労につなげて社会参画につながっていくというところで積極的な、積極的というところではないんですけれども極力支援、こういった事業所がありますというご紹介は窓口でさせていただいているところではあります、強引に引っ張るといえるか、ここがいいですよ、あそこがいいですよというようなご紹介までは至ってないというところではあります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今の木村委員の質問と一緒に、その事業者はどこどこで、要するにこういうところがありますよ、こういう訓練所がありますよというのは把握はされていると思うんですね。だから、今把握されている事業所だけでもいいんで、何か所あるのかということを知りたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） すみません。その資料を持ち合わせておりません、申し訳ございません。

具体的に箇所数というのを把握しておりませんが、どこの事業所に行くというのは指定はございませんで、市内在住者の方でも近隣の市外のところを通えるところであればそちらのほうに行かれています方もいらっしゃるというような状況であります。具体的に市内の事業所の箇所数については、また後ほどご説明を申し上げたいというふうに思います。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長、細目004の説明もよろしいですか。

○福祉課長（井本正彦） はい。

それでは続きまして、004障がい児通所支援給付関係費の補正についてご説明申し上げます。

障がい児通所支援給付関係費につきましては、児童福祉法に基づく障がい児の方々に対する福祉サービスでございます。今回、民間事業者やNPO法人の運営による障がい児通所支援事業所の利用者数や利用者1人当たりの利用回数が増加しており、当初の予算では不足が生じることが見込まれるため、19節扶助費につきまして6,000万円の補正をするものでございます。

これに係る歳入につきましては、8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、国庫負担金の2分の1としまして、1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費3,000万円。次に10ページ、11ページ、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費の4分の1の1,500万円を計上しております。

戻りまして、16ページ、17ページになります。

22節償還金、利子及び割引料、障がい児通所支援給付費国庫負担金精算返還金351万9,000円、同節の障がい児通所支援給付費県負担金精算返還金176万円、学校等臨時休業放課後等デイサービス支援事業県補助金精算返還金1,000円。

いずれも令和2年度の年間所要見込額により概算交付を受けておりました負担金及び補助金の実績報告を今年度に行いました結果、返還が生じたものでございます。

説明は以上となります。

**○委員長（小島真由美委員）** それでは、委員の皆さん、細目001、細目004の2か所、両方どちらでも質疑は構いませんので、どうぞ。ありませんか。

木村副委員長。

**○副委員長（木村彰人委員）** 先ほどの質問とも関係するんですけれども、これは障がい者自立支援給付も障がい児通所支援給付のほうも、これはやっている事業者さんは県の認可という形になっているんです。これは予算のときも決算のときもずっと言っているんですけれども、かなり巨費ですよ。これ自体は非常に有意義な事業だとは思いますが、そこの内容をチェックする主体が県。先日県議会議員との意見交換会がありまして、そこら辺も聞いたんですけれども、やはり事業所数に対して県が目配せする、チェックするというのはなかなか厳しいよというような感じでした。そこら辺でどうなっているのかという言い方じゃなくて、ちょっと聞き方を変えますけれども、ここら辺は市のほうとしては補助金の窓口にはなっているんですが、実態ですよ。そこら辺はちょっと心配だなというおそれはありませんか。

**○委員長（小島真由美委員）** 福祉課長。

**○福祉課長（井本正彦）** この障がい福祉サービス、特に障がい児の給付でございます。このサービスに係る事業費につきましては、かなり毎年度増えてきているような状況でございます。施設数、事業所自体の数も増えてきているという現状でございます。審査の過程の中でこの人はよくてこの人は駄目という制限というものがなかなか市のほうとして判断しづらいというか、そういうところはございます。どうしても障がい児のほうになりますと、手帳を持っている持っていないというところではなく、障がい児のこういう傾向があるということであれば、

そういった事業所、放課後デイサービスであつたりとかそういうサービスを得ることによって、行くことによって自立につながるというようなことを言われると、なかなか窓口でお断りする、別のやり方がということをご案内できかねるというような状況はございます。なかなか児童福祉法に基づく基準でいきますとそこをお断りできないというのが現状でございまして、この給付費というのは年々増えていくというところであります。

この増加傾向につきましては、筑紫地区内においてもそうですし、県の福祉事務所長会議においても議論の対象となっておりまして、今後何らかの対策が必要ということで各市は捉えております。この給付費について、サービスそのものについて、何か見直しをしなければならぬのではないかとというようなところは大きく取り上げておりますが、本市においてどういふことを考えたらいいのかというところは、手をこまねいているところであります。

ただ、関係機関、関係部署、具体的に申し上げますと元気づくり課にございます療育の相談室と連携を取りながら、個別のお子様に応じた成長の在り方というものを検討して、もっと別のサービスがあればそういったところにご案内するということも考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） もっと具体的に言うと、給付が伸びていること自体に対して私は特に問題ないと思うんですよ、それだけ需要があつて必要があれば。良質なサービスの提供というところが、どうも市も県も良質なサービスの質を担保する制度になってないんじゃないかなというところが感じられまして、よく最近でもニュースで散見されるんですけども、福祉施設とかそこら辺でいろいろな事件があつていたり、そういうことがありますよね。そういうのを考えると、なかなか補助金を出すに当たっては、良質なサービスを提供するというのが前提に対してのそれにふさわしい対価を払うというのは全然問題ないです。でも、そこら辺は県と市で問題意識を持っていただければいいんじゃないかと思つて、意見です。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の障がい児の通所支援給付費に関することなんですけれども、今の木村委員に対する回答で、なかなか断るといふ、断るといふのも変ですけどもできないというのは人数に関わることが中心ではないかと思うんですけども、先ほどの説明は1人当たりの利用回数がとても伸びているというのが大きな理由として上げられていたと思うんですね。ということは、今説明されたのはまた別の事情も想定して、来年度の予算を組むときとかに見通しを立てることになろうかと思うんですけども、1人当たりの利用回数が増えていることの背景といふか必要性といふか、その辺はどのように認識しているのか、考えているのか、何かあれば聞かせてください。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 事業所数が増えている、それから利用者数も増えているし、回数の増というのがあります。適切な支援というものを考えた際に、日数の制限がございますので、そちらのマックスのところまでどうしても使われる方というのが増えてきているようなところはございます。日数を増やすことによって、幾らかでも支援というか、育成の中で何らかの手助けになるということもございますので。ただ、無尽蔵にばっと増やすということもありまして、何らかの制限をというのは法そのものの改正を、改正というものもちょっと難しいところではあります。県に対しては、事業所の指導については県のほうがされておりますから、そちらのほうとも協力しながらですね。先ほどの木村副委員長も言われましたけれども、事件とかも起きているということもあります。マスコミ等で取り上げられているということもございますが、そういったところは県と歩調を合わせながら、指導の中に一緒に参加をさせていただいたりということもございました。ただ、その対象児童の方のよりよいサービスがどこのレベルが一番最適なのかというのは、関係機関と意見交換をしながら見ていきたいというところではあります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 恐らく課長さんのほうがいろいろな現実が考えられるので、複雑な回答だったかと思うんです。

ちょっと聞き方を変えますけれども、1人当たりの利用回数が年ごとにマックスに近づきつつあるとか、そういう傾向性というのははっきりとあるとか、何となくあるとか、そういうのはどうなのでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 本当に漠然とした回答で申し訳ございませんが、何となくあるというのが現実的なところではあります。見込みがどこまでというのが、私のほうでも把握できてないというところでもあります。審査を厳しくしないといけないというのは当然あるというふうには感じておりますし、ただしこのサービスをすることによって、給付をすることによって、対象児童の方が将来的な健全な育成というところにつながっていくようであれば必要なものだというふうには感じているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 関連してなんですが、他市において新しく事業所を立ち上げようと思ったときに、これ以上うちの市では開設はできませんよという制限をかけている市もあると聞いたんですが、その辺の事情はどうでしょうか。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 事業所を立ち上げる際に、市のほうに意見書を求められます。県のほうが最終的には許認可の決定というところではありますが、その際に市のほうに市としてどうい

ふうな判断を持っているんだと、どういうふうな考えなんだということを書面で意見書を求められるところではございまして、市によってはもう事業所がこれ以上増えたら、いわゆるサービスの低下につながるというところを意見書の中にかかれてある自治体もあるというふうには聞いております。本市においても、今年度におきまして書き方というものを検討しているというふうなところがございます。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） やはり飽和状態になってもいけないということ、また質の低下、これだけ短期間で増えていきますと様々な、太宰府市以外のお子さんも太宰府市内の事業所さんで見えらっしゃる、預かっていらっしゃるところもあるということで、市をまたいで交差しているような事業なので、その中で本市の財源も大きく変わっていくわけなんですね。なので、その辺は各市と連携を取りながらのことも大事でしょうけれども、本市独自で対策を考えるということも非常に大事なことで、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、もう一つお聞きしたかったのは、今太宰府市内にある事業所さん向けに、例えばどちらかの発達障がいに対する専門家をお呼びしての講演会、講習会を行うとか、市としてこういうことをしますけれども、どうぞ事業者さんたち、ご自身の事業所の質のアップのために活用くださいというようなことは市としてはされてあるのかどうか。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 障がい福祉全体に係るところですが、障がい福祉ネットワーク会議というのを年間4回ほど行っておりまして、このネットワーク会議は市内にあります障がい福祉サービスを行っております事業所、それから社会福祉協議会であるとか、関係団体の皆さんにお集まりいただいて研修会というものをやっております。ここ二、三年はコロナ禍によってなかなか対面での研修会を開き切れてないんですが、その中でよりよいサービスを提供しているところ、事業所の紹介であるとか、先ほど委員長が言われたような最先端の情報、そういったものを提供できるような場として捉えておりますので、今後そのような内容について各事業所のほうに学んでいただく場を設けていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ありがとうございます。

では、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に進めます。

3款2項2目児童措置費について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 細目001児童手当給付費、12節委託料138万6,000円の増額補正についてご説明いたします。

児童手当法の一部改正により、令和4年10月支給分から特例給付の支給に関わる所得上限額

が設けられたことに伴い、国の補助を受け、電算システムの改修を行うものでございます。この改正により、児童手当特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上のものについて支給対象外となり、併せて毎年6月に提出を求めている現況届についても原則廃止されることとされております。

関連します歳入予算は、予算書の8、9ページをお開きください。

15款2項2目2節児童福祉費補助金に138万6,000円を計上し、10分の10の交付を受けるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進めます。

3款3項1目生活保護総務費及び2目扶助費について執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（江坂研治） 予算書の16ページ、17ページをご覧ください。

3款3項1目、細目002生活保護事務関係費、22節償還金、利子及び割引料の1,822万1,000円の増額補正につきましてご説明いたします。

これは、令和2年度の国庫補助事業の確定に伴うもので、超過交付となりました国庫負担金、補助金の返還金2件でございます。1件目は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金で、主な内容として研修旅費や面接相談員の人件費等の分で、超過分の合計175万8,000円の精算返還金でございます。2件目は、生活扶助費等負担金精算返還金で、生活扶助費、住宅扶助費等の超過分1,646万3,000円の精算返還金でございます。

続きまして、同じく16、17ページの3款3項2目、細目001生活保護費、19節扶助費、生活扶助費500万円及び医療扶助費3,000万円についてご説明いたします。

これは、生活保護受給世帯、人数とも増加していることによるもので、令和2年9月末は世帯で702世帯に対し今年度令和3年9月末は712世帯となっております。人数についても令和2年9月末が861人に対して今年度9月末は889人というふうに増加しております。以上のようなことから、生活扶助費500万円、及び医療扶助費3,000万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、財源につきましては、補正予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

15款1項1目6節生活保護費負担金、生活扶助費等負担金375万円、及び医療扶助費負担金2,250万円を充当いたします。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 進めます。

18ページ、19ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費及び2目の保健予防費について執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長(安西美香) それでは、補正予算書18ページ、19ページ、4款1項1目保健衛生総務費、細目001職員給与費1,523万2,000円の増額補正について説明いたします。

こちらは職員の人事異動に伴う予算の調整でございまして、補正予算書の14ページ、15ページ、2款総務費の人件費を減じまして、4款衛生費の人件費に配分する予算の調整に伴う増額でございます。具体的には、2款1項1目一般管理費、02節給料、03節職員手当等、04節共済費より減額された1,748万1,000円のうち1,523万2,000円を、補正予算書18ページ、19ページの4款1項1目保健衛生総務費に配分するものです。内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種対応に伴う元気づくり課職員の増員に伴うものであります。

続きまして、その下の細目002健康づくり推進費1,000万円の増額補正について説明いたします。

これは、9月に説明いたしました新型コロナウイルス検査キット配布事業の対象者である太宰府市への帰省を考えていらっしゃる市民のご家族、太宰府市への来訪を検討されている観光客等に加えまして、新たに飲食店等を含む市内の事業者にもご希望により検査キットを配布し、次の新型コロナの流行に備えていただき、従業員の皆様の体調不良時等に早期に検査していただくことで感染防止を図るものです。

財源としましては、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,540万6,000円のうちの1,000万円となります。

続きまして、18ページ、19ページにお戻りください。

次に、細目004保健センター管理運営費483万円の増額補正について説明いたします。

これは、健康増進法等の改正に伴い、転入出に際しても健康情報の継続が図れるように他の市町村に対し健康増進事業に関する情報の提供を求めることができることとなったため、健診結果等のデータの様式を標準化し、中間サーバーに副本登録を行うためのシステムの改修を行う業務委託の費用です。

この財源につきましては、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、感染症予防事業費等補助金としまして、健康管理システム医療機関情報連携の改修に伴う費用に対して2分の1、健康管理システム中間サーバー情報連携に伴う改修の費用に対して3分の2の補助、合わせて285万1,000円の歳入補正となります。

続きまして、精算返還金の歳出補正予算をまとめて説明いたします。

4款1項2目保健予防費、細目001成人健康診査費8万8,000円、003目精神保健関係費1万3,000円、細目004予防接種費39万5,000円についてですが、順に令和2年度がん検診推進事業費国庫補助金、令和2年度地域自殺対策強化事業交付金、令和2年度感染症予防事業費等補助金が確定し、精算返還金が生じたためその費用を計上するものです。

続きまして、細目006新型コロナウイルスワクチン接種事業関係費3億769万8,000円の増額補正について説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目の接種が決定したことにより生ずる準備及び実施に向けて、令和4年3月までの費用を計上しております。増額の主な内容としましては、接種券の準備等をはじめとする3回目接種事務に関わる職員の時間外勤務等の手当1,100万円、接種に関わる医師等専門職への謝礼等報償費1億2,447万7,000円、接種券等の印刷製本費600万円、郵便料、電話料等の役務費1,054万8,000円、3回目の接種状況の入力に伴うシステム改修及びマイナンバー連携対応システム改修、コールセンター業務委託料等の委託料1億3,767万3,000円、その他接種会場の借り上げ料等の費用を計上しております。

これらの歳出予算の根拠としましては、補正予算書8ページ、9ページにお戻りください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金5,091万3,000円、及び15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金（10分の10）、2億5,678万5,000円の歳入補正となります。

説明は以上です。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 1目、2目に分けたほうがいいですか。それとも、一緒に聞いて問題ないですか。

○委員長（小島真由美委員） 一緒にいいです。

○委員（藤井雅之委員） よろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） はい。

○委員（藤井雅之委員） まず、1目の新型コロナウイルス検査キットの配布について1点お伺いしますけれども、これは予算が通ってからスタートしていくというふうになると思うんですけども、12月の年末年始の参拝客の啓発等というようなことも資料ではいただいておりますけれども、その周知が間に合うのかということをお聞きしたいと思います。

それと、2目のほう、ワクチン接種の3回目に関連してですけれども、今補正予算書を見てみますと、送迎車運行業務委託料というようなことも計上されております。あんまり私はこの使い方は好きじゃないんですけども、市長が言われる太宰府モデルという部分の継続の部分

があるかと思うんですけども。それに関して、最初のワクチン接種のときに送迎車のチケットの封入作業等を職員の方が行っておられるのを私は見たんですけども、それに関しては今回も継続されるお考えでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） では、まず1点目の検査キットの周知という部分についてです。一応12月から皆さん帰省等々感染の状況等を鑑みて帰られるかどうかを検討されるかなと思いますので、そこに向かってもちろんホームページ、あとは自治会への説明、回覧等も併せて行っていきたいと考えております。それと、新しく今回説明いたしました事業所等への周知につきましては、観光推進課等とも連携しながら対象の把握とそこへの周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3回目の接種に向けてのチケット等の封入の作業につきましては、まだ具体的には今どうするかというところを検討中ではございますけれども、送迎につきましては前回は遠くの会場までどうしても来にくい方等からは必要であるというふうなお声もいただいておりますので、同じような形で送迎の対策は何らか実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 送迎をしていただくことは問題ないんです。ただ、私が気になりましたのは、その準備の過程の中で職員の方が本来の業務があるにもかかわらず封入作業に追われているというのは、明らかにこれは非効率な運用じゃないかなというふうに思いましたので、それはもう少し外部に委託できるんだったらそういう委託できるところをきちんと探して、職員の方が本来の業務の負担にならないような対応は絶対必要だと思いますので、3回目にはその辺はきちんと検討していただきたいということ、これを要望しておきます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 送迎の部分ですけども、1回目、2回目、どの程度の方が利用されて、その辺の実績はわかりますか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 細かい部分の数値はあれなんですけれども、高齢者の方にチケットをお渡しして、大体941名の方が10月23日までの実績としては上がっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員、いいですか。

○委員（陶山良尚委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） 私もちよっと関連して。

1目のほうなんですけれども、先ほどの健康づくり推進費の1,000万円、昨日もすごい人数の方たちが太宰府のほうにお見えになったようなんですけれども、事業者さんに配る分とか来訪された方にどのように検査をしていくのかという、どの部分で検査をするのかというのがよ

く分からないんですが、この辺の振り分けというのはもう決まっているのでしょうか。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 細部につきましては調整中ではございますけれども、できれば大宰府に来られる前に希望を上げていただいて、そちらで検査をして、安全を確認されてから来ていただきたいなというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 今コロナの収まり方が全国的にもまだ2桁、福岡県でもすごく少ない状況で、検査のタイミングとしては年末年始がいいのかどうか、そこら辺の検討というのはコロナが一番ピークのときから考えてあったことなのでしょうけれども、その辺のタイミングとしては年末年始ということで実施するということは動かないわけですかね。人数もこのまま底を行っている感じであっても、これをやるというようなことなのでしょうか。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 一応6波というところでは、確かにワクチン接種も進んではきて、全国的には国も8割の接種を目指すということで以前のような爆発的な感染は起こっておりませんが、ただまだまだ子どもさんであるとかワクチン接種の対象に入っていない方たちもいらっしゃる場所から、少なくとも年末、また帰省客、あと観光客が多くなる少し前にはお知らせをして、予防に努めていただきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 本市の年末年始の来訪客の人数とこの検査の在り方というか、来訪者の人数に対してどのくらいの抑制力があるのかと。そこに1,000万円をどう使っていくのかという考え方がこの金額と見合った予防方法を考えていかないと、すごい1,000万円が無駄にならないような形でお願いをしたいと思って今質問をさせていただきました。

すみません。またこの細部の検討は分かり次第、委員会のほうにもご報告をお願いしたいと思っています。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） 今回の追加の補正分につきましては、事業所の従業員さんを対象とした検査キットの配布ということでの追加になります。9月の補正の段階で、帰省をされる方とか来訪者の方に対しては事前に依頼していただいて、こちらからキットを送るということを一応基本の形としては考えております。今回の補正に関しての分は、年末年始は非常に事業者さん、主に参道付近にはなるかもしれませんが、そこは限らず市内全体の事業者さんということで、年末年始の対応策を万全にということでの方向性ということになっております。

○委員長（小島真由美委員） ということは、受け入れる側の、そこで働く方たちが主に使うという形で考えていいということですかね。

○健康福祉部長（田中 縁） はい、そういうことです。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ワクチン接種事業に関してお伺いしたいんですけども、委託料のところなんですけど、2回目の接種のときの委託の項目とほぼ同じなんですけども、現在大規模接種会場はもう閉めたということなんですけども、当初の委託はもう終わっているんでしょうか。それで、今回は3回目ということなんですけども、委託を変更でもっていくのか、前回の事業者になるかもしれませんけれども、そこを改めてまた契約をするのか、そこを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 実際接種自体は今縮小にはなっておりますけれども、保健センターのほうで毎土曜日に1回が大体150名ぐらいの範囲で、まだ12歳になるお子さんの分であるとか、1回目、2回目をどうしても接種し損ねて今からのご希望がある方とか、そこら辺を対象にしておりますので、コールセンター等につきましては継続という形。ただ、全くその中で使用が必要ないもの、新たな分というのも出てくるかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 今回計上された委託費、これはお金の使い方なんですけれども、委託の契約が続いているのであれば追加という形でこれを充てるのか、もしくは改めて契約するかということをお聞きしたかったんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 項目でコールセンターとあと人材派遣等については、継続の部分がございまして。ただ、3回目の接種について電算等新たに出てきた部分等につきましては、新たな契約という形になります。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 私もよく分からないんですけども、例えば新たに業務委託をするよりも変更で対応したほうがもしかしたらトータルで経費的に抑えられるとかということがあのかなと思ってお聞きしたんですけども、そこら辺のトータルの事業費としてどちらが有利か、もしくは契約上そういうことは不適切なのかもしれませんけれどもね。長く引っ張って事業者を拘束するというのもしくはできないのかもしれませんが、何か感じからしたら変更契約という形で事業を継続したほうが事業費としては安くなるのかなという感じがするんですけども、そこら辺の検討とかは何かありますか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 一応今人材派遣等を行っているところとはそのあたりの見積り等も出していただいたところなんですけれども、人件費等になりますのであまり大きな差はないような形では聞いております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最後なんですけれども、これは3回目ということで国のほうが3回目の準備をという形で地方自治体に指示が来たんだと思いますけれども、分かる範囲でいいんですけれども、今回のワクチン接種事業3回目の業務が動き出す目安というんですか。今のところ感染者状況はすごく抑えられているところで、3回目接種がいつぐらいになるかというのが2回目接種から8か月もしくは6か月というふうに聞いているんですけれども、実際いつぐらいからこの業務委託が動き出すのか、見込みだけでもいいんですけれども、分かる範囲でお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 詳細については今からのところもございますけれども、最初に接種が始まったのが医療従事者の方々からになりますので、その最初の方々が出てくるのが12月ぐらいなんですけれども、ただ今そこにつきましても大きな病院に勤められているところは病院での接種等も一部あっておりましたので、まずは医師会と協力しまして、自分のところできるところ、あるいはクリニック等で市の住所地で接種しなければならないところ等の調査と一緒に協力しながらしていっているところです。なので、医療従事者様については、12月ぐらいから少しずつスタートとなっていくと思います。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で質疑を終わります。歳出の説明を終わります。

次に、歳出と併せて説明を受けていない歳入について審査に入ります。

12ページ、13ページをお開きください。

19款2項1目特別会計繰入金について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 19款2項1目特別会計繰入金についてご説明申し上げます。

これは、令和2年度の後期高齢者医療に係る事務費負担金の精算により、一般会計から太宰府市後期高齢者医療特別会計に繰り出していました188万8,368円を同特別会計から返還を受けるため、増額補正をお願いするものでございます。

このことに関連しまして、議案第77号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」におきまして、歳入及び歳出の増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、21款4項1目雑入について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 21款4項1目雑入についてご説明申し上げます。

民生費雑入でございますが、令和2年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算により、福岡県後期高齢者医療広域連合から2,895万9,869円の返還を受けるため、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） あわせて、同じく民生費雑入の中でございます。

令和2年度の特別障がい者手当等給付費国庫負担金の精算により2万円、同年度の障がい者自立支援給付費国庫負担金の精算によります230万円、同じく令和2年度の障がい者自立支援給付費県負担金の精算によります115万円の返還をそれぞれ受けるということになりまして、増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では次に、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

初めに、福岡県立特別支援学校放課後等支援事業委託料について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 福岡県立特別支援学校放課後等支援事業委託料394万6,000円についてご説明申し上げます。

福岡県立特別支援学校放課後等支援事業でございますが、平成24年4月に開校いたしました県立太宰府特別支援学校におきまして、通学する児童・生徒に対しまして放課後における活動の場を提供するとともに保護者の休息時間を確保するため、平成25年4月から筑紫地区5市、それから糟屋郡2町で開始した事業となっております。現在、福岡県立特別支援学校放課後等支援事業を委託しております期間が令和4年3月をもちまして満了となりますことから、次期の契約に向けまして今年度より業者の選考に着手するため、令和3年度からの債務負担行為として出させていただきます。

説明は以上となります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

以上で第2表債務負担行為補正の審査を終わります。

それでは、議案第75号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第75号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第76号 令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第4、議案第76号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」。

補正予算書は32ページ、33ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山口辰男) 議案第76号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明申し上げます。

議案書は42ページ、補正予算書は32ページから39ページになります。

補正予算書38ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

今回の補正は、令和2年度決算における歳入歳出差引残高8,705万6,700円を前年度繰越金に計上するため、6款1項1目の前年度繰越金について既決予算5,000万円との差額3,705万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、8款1項2目償還金について、令和2年度分の普通交付金の精算8,067万3,959円、令和2年度の特定健康診査・保健指導負担金の精算79万円の合計8,146万3,959円の県への返還が生じたので、既決予算5,000万円との差額3,146万4,000円の増額補

正をお願いするものでございます。

また、前年度繰越金から償還金を差し引いた559万2,000円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金に積み立てるため、6款1項1目積立金について増額補正をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

特定健診・特定保健指導におけるPFS（成果連動型民間委託契約方式）活用事業の債務負担行為の変更でございます。

令和4年度からの事業開始に向けて、鋭意内閣府成果連動型事業推進室及び内閣府の受託業者である有限責任監査法人トーマツと協議を進めておりますが、成果連動部分の報告や検証、成果の判定が事業の性質上健診等の実施の翌年度になりますので、債務負担行為の最終年度を令和7年度までに変更をお願いするものでございます。限度額に変更はございません。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第76号について質疑はありませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

議案第76号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第76号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第77号 令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第77号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書は40ページ、41ページ。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第77号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

議案書は43ページ、補正予算書は40ページから45ページになります。

補正予算書44ページ、45ページをお願いいたします。

先ほど議案第75号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）」の歳入、特別会計繰入金でご説明しましたとおり、歳入の4款3項2目雑入につきましては、令和2年度の後期高齢者医療に係る事務費負担金の精算により、福岡県後期高齢者医療広域連合から188万8,368円の返還を受けるため増額補正をお願いするものでございます。

また、歳出の2款2項1目一般会計繰出金につきましては、一般会計から事務費負担金分を繰り入れておりますので、一般会計に返還するため増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第77号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

議案第77号について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第77号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時15分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年2月16日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美